

若桜町監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年10月24日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成28年10月19日（水）～10月20日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の対象 総務課、ふるさと創生課、町民福祉課、産業観光課、町土整備課、教育委員会事務局
若桜町観光開発事業団の運営状況について
- 4 監査の範囲 (1) 平成28年度上半期の事務事業及び予算の執行状況
(2) 平成28年度上半期の工事の実施状況
- 5 監査の主眼及び方法
工事及び事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
- 6 監査の結果
 - (1) 平成28年度上半期の事務事業及び予算の執行状況、並びに平成28年度上半期の工事の実施状況については、指摘事項は特になし。
 - (2) 若桜町観光開発事業団の運営状況については、経営改善が始まったところであるが、人員不足及び人材確保に課題が見受けられる。早期に課題解決が図られるよう努力されたい。

以上